

各通所介護事業所 管理者 様

群馬県健康福祉部
介護高齢課長 島田 和之

通所介護事業所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について(依頼)

平素から新型コロナウイルス感染症対策への取り組みに御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、県内居宅サービス事業所において、今月に入り2件のクラスター(集団感染)事案が発生しており、他にも利用者・職員が陽性者・濃厚接触者となった事例が散見されています。

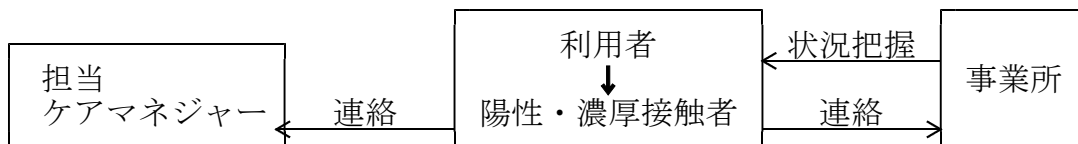
つきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について、令和2年12月10日付け介高第924-119号「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について」にて依頼したところですが、その内容に加え、特に通所介護事業所においては下記の事項についてご留意いただきますようお願い致します。

また、厚生労働省の「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisa_kumatome_13635.html)において「介護職員のための感染対策マニュアル(通所系)」が掲載されておりますので参考にしてください。(右のQRコードを読み取ってください。)



記

- 1 日頃より、利用者の健康状態を把握してください。
万一、利用者が陽性となった場合や濃厚接触者となった場合、速やかに事業所及び担当ケアマネジャーに連絡するよう、利用者本人及び利用者家族に予め依頼してください。



- 2 発熱などの症状があった場合は利用を断り、当該利用者を担当する居宅介護支援事業所等に情報提供を行ってください。
また、サービス利用中に症状が出た場合は直ちにサービスを中止し、家族等へ連絡すると共に、必要に応じて利用者のかかりつけ医へ連絡などの協力をお願いします。
- 3 食事の際は向かい合わせに座らない、十分な距離をとるなど、利用者の配置に配慮すると共に、アクリル板を設置するなど飛沫感染防止対策を行ってください。
- 4 レクリエーションや機能訓練等の際は、同時に実施する人数を減らす、使用した用具は消毒を行うなど感染防止対策の徹底をお願いします。
- 5 引き続き手洗い・マスク着用を徹底するとともに、1時間に10分～15分間を目安に換気を行ってください。

事務担当
居宅サービス係 (電話: 027-226-2575)